

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 みつばちの腐蛆病の発生(畜産課)  
保安林の指定(森林保全課)  
海岸保全区域の指定の一部改正(港湾課)  
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 傍聴をすることができる指名競争入札の執行(農政課)
- ◇ 調 達 公 告 一般競争入札の実施(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 一 発 生 年 月 日 等

発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 群 数
平成十一年九月十四日	米子市上福原一四八	二十五群
	米子市皆生新田二丁目一五	三十一群
	米子市皆生八六〇一―二	十九群

### 二 まん延を防止するために必要な措置

みつばちの腐蛆病の発生した地点を中心として、半径二キロメートル以内の区域にあるみつばち及びみつばちの腐蛆病の病原体をひろげるおそれのある物品は、平成十一年十月四日までの間、家畜防疫員の指示に基づいて移動させる場合はほか移動させてはならない。

### 鳥取県告示第六百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十一年九月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 一 保安林の所在場所

西伯郡淀江町大字本宮字込平二 四八二の三、四八二の九

### 二 指定の目的

公衆の保健

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、淀江町森林整備計画で定める標準

伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百十二号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県鳥取沿岸赤碕港海岸赤碕地区海岸

基点一	東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷一六九一―二地先の標柱
基点二	基点一から三五八度三三分五八秒一・一四六メートルの点
基点三	基点二から三二〇度三五分〇六秒三六・二〇五メートルの点
基点四	基点三から三〇二度二八分三五秒一三六・七六四メートルの点
基点五	基点四から二九六度二四分一七秒九九・二四〇メートルの点
基点六	基点五から三〇六度三四分五八秒三四・一三八メートルの点
基点七	基点六から二六一度四〇分〇六秒五二・二五六メートルの点
基点八	基点七から一九六度三三分四九秒一六・七一五メートルの点
基点九	基点八から二八五度五六分二〇秒四九・二五五メートルの点
基点一〇	基点九から一度三一分一四秒一八・九四二メートルの点
基点一一	基点一〇から三二六度二五分二四秒四九・二四一メートルの点
基点一二	基点一一から三二一度三四分二秒五七・九〇七メートルの点
基点一三	基点一二から二五二度一分五四秒二三・五四四メートルの点
基点一四	基点一三から二七〇度〇五分二六秒二九・七七六メートルの点
基点一五	基点一四から二九〇度五四分〇六秒六七・一四二メートルの点
基点一六	基点一五から三〇四度三〇分一六秒二七・七一二メートルの点
基点一七	基点一六から三一一度三七分〇八秒三七・六一メートルの点
基点一八	基点一七から二九四度〇八分一八秒三四・六五三メートルの点
基点一九	基点一八から三〇六度五七分一一秒三一・六五二メートルの点
基点二〇	基点一九から三二四度五二分一一秒七九・四一六メートルの点
基点二一	基点二〇から二五九度五八分〇二秒三三・三九一メートルの点
基点二二	基点二一から二六七度一七分一四秒一〇九・五七三メートルの点
基点二三	基点二二から二五八度三三分二五秒二二四・七七四メートルの点
基点二四	基点二三から二六〇度五三分二九秒四一・六三五メートルの点
基点二五	基点二四から二七三度五三分五七秒四六・六四八メートルの点
基点二六	基点二五から二八七度一分四七秒三五・六二三メートルの点
基点二七	基点二六から三〇七度三二分〇一秒四〇・九八六メートルの点
基点二八	基点二七から三二四度四〇分〇二秒三三・四五九メートルの点
基点二九	基点二八から三四〇度三二分〇秒八三・〇一九メートルの点
基点三〇	基点二九から五二度一四分〇一秒二一・五七七メートルの点
基点三一	基点三〇から一〇三度五七分四四秒六六・二一九メートルの点
基点三二	基点三一から一九度四六分五八秒五六・八二六メートルの点
基点三三	基点三二から一七四度二〇分四九秒八四・〇八八メートルの点

鳥取県告示第六百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年九月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
こどもの四季コンサート (秋編)	平成十一年十月二十四日	鳥取県立童謡館多目的ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 藤田 淑人

三 委任期間

平成十一年九月二十一日から同年十月二十五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

平成十一年十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成十一年九月二十八日（火） 午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題

(一) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について

(二) 平成十一年度青年リーダー研修会の開催について

公 告

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の規定により、傍聴することができる。

平成11年 9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事名

(1) ふるさと農道緊急整備事業東伯中央地区（1-1号橋）上部工事

(2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区（5号橋）上部工事

(3) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区（3号橋）上部工事

2 日 時 平成11年 9月29日 午後2時から

3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 調 達 公 告

4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。

5 問合せ先 鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

- ① イミューネイ試験装置 一式  
 ② X線解析装置 一式  
 ③ 音響環境測定装置 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成12年2月29日（火）

(4) 納入場所

鳥取市若葉台南7丁目1-1

鳥取県産業技術センター

(5) 入札方法

①、②又は③ごとに入札に付する。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年12月鳥取県告示第782号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づき競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成11年9月21日（火）から同年11月2日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

## 4 入札手続

(1) 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場

所に郵送すること。

- (4) 入札説明会の日時及び場所  
平成11年9月28日(火)午後1時30分  
鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成11年11月2日(火)午後1時30分(ただし、郵送による入札の受領期限は、平成11年11月2日(火)正午とする。)  
鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類並びにフロッピーディスク等に関する資料を、4の(1)の場所に平成11年10月15日(金)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金  
免除
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
- 2の競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否

#### 要

#### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無  
無

- (6) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Electromagnetic environmental immunity test equipment, 1set

② X-ray Diffractometer, 1set

③ Acousto-environmental measurement equipment, 1set

- (2) October 15, 1999 5:00 PM:Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) November2, 1999 1:30 PM:Time-limit for submission of tenders

November2, 1999 Noon:Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Please Contact:Accounting Division, Bureau of Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higasi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL:0857-26-7432